

新潟市告示第 6 9 7 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	亀田 1 - 5 7 1 号線	新潟市江南区亀田早通字柳田 3152 番 1 地先から 新潟市江南区東早通 2 丁目 2548 番地先まで	前	3.5 ~ 8.2	884.8
			後	5.1 ~ 12.2	884.8